

## 第 8 4 号議案

加東市やしろ国際学習塾条例の一部を改正する条例制定の件

加東市やしろ国際学習塾条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 1 2 月 2 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市やしろ国際学習塾条例の一部を改正する条例

加東市やしろ国際学習塾条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「掲げるものの他」を「掲げるもののほか、」に改める。

第 4 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

### (3) 多目的施設

第 8 条第 1 項中「後納するこができる」を「後納することができる」に改める。

第 1 5 条中第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 1 6 条を第 1 7 条とし、第 1 5 条の次に次の 1 条を加える。

### (利用料金)

第 1 6 条 市長は、法第 2 4 4 条の 2 第 8 項の規定により、学習塾の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める使用料の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 第 1 項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、使用者は、使用料に代えて利用料金を納付しなければならない。

4 第 1 項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合にあっては、第 8 条（見出しを含む。）から第 1 0 条（見出しを含む。）まで並びに前条第 1 項第 4 号及び第 5 号の規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

やしろ国際学習塾使用料

基本使用料

(単位：円)

施設の名 称		使用時間  使用区分	午前	午後	夜間	午前・午 後	午後・夜 間	終日	備考
			午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 1 0 時ま で	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 1 0 時ま で	午前 9 時から 午後 1 0 時ま で	
ホ ー ル	ホ ー ル	平日	2 0 , 3 7 0	2 6 , 4 8 0	3 6 , 6 6 0	4 5 , 8 3 0	6 2 , 1 2 0	8 1 , 4 8 0	
		土・日曜日 休日	2 4 , 4 4 0	3 6 , 6 6 0	4 3 , 7 9 0	6 0 , 0 9 0	7 9 , 4 4 0	1 0 1 , 8 5 0	
	楽屋 1		1 , 0 1 0	1 , 8 3 0	2 , 7 5 0	2 , 7 5 0	4 , 4 8 0	5 , 0 9 0	
	楽屋 2		1 , 0 1 0	1 , 8 3 0	2 , 7 5 0	2 , 7 5 0	4 , 4 8 0	5 , 0 9 0	
	楽屋 3		6 1 0	1 , 1 2 0	1 , 6 2 0	1 , 6 2 0	2 , 6 4 0	3 , 0 5 0	
	練習室		1 , 5 2 0	2 , 7 5 0	4 , 1 7 0	4 , 2 7 0	5 , 6 0 0	6 , 1 1 0	
コ ミ ュ ニ テ イ 施 設	大 会 議 室	平日	1 4 , 2 5 0	2 1 , 3 8 0	3 2 , 5 9 0	3 4 , 6 2 0	5 2 , 9 6 0	6 1 , 1 1 0	
		土・日曜日	1 8 , 3	2 7 , 5	4 0 , 7	4 4 , 8	6 7 , 2	7 6 , 3	
		休日	3 0	0 0	4 0	1 0	2 0	8 0	
	中会議室		7 , 0 2 0	1 0 , 5 9 0	1 5 , 8 8 0	1 7 , 5 1 0	2 5 , 9 7 0	3 0 , 5 5 0	
第 1 会議室		7 , 3 3 0	1 1 , 0 0 0	1 6 , 5 0 0	1 8 , 2 3 0	2 6 , 9 9 0	3 0 , 5 5 0		
第 2 会議室		1 , 2 2 0	1 , 8 3 0	2 , 7 5 0	2 , 9 5 0	4 , 0 7 0	5 , 0 9 0		
特別会議室		1 0 , 1 8 0	1 6 , 2 9 0	2 4 , 4 4 0	2 5 , 4 6 0	3 9 , 7 2 0	4 0 , 7 4 0		

		茶室	1日につき15,270						
多 目 的 施 設	多 目 的 室	多目的室	4,480	5,700	6,300	9,160	11,400	15,060	
		全体							
	室	多目的室	2,240	2,850	3,150	4,580	5,700	7,530	
		1							
		多目的室	2,240	2,850	3,150	4,580	5,700	7,530	
		2							

備考

- 1 ホール及び大会議室の使用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、この表の当該使用区分に係る使用料（以下「基本使用料」という。）に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。
  - (1) 使用者が、入場者から1,000円未満の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき 150パーセント
  - (2) 使用者が、入場者から1,000円以上の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき 200パーセント
  - (3) 使用者が、営業又は宣伝を目的として使用するとき 200パーセント
- 2 ホールの使用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、基本使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。
  - (1) 練習のため使用するとき 50パーセント
  - (2) 準備のため使用するとき 50パーセント
- 3 使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、超過又は繰上げ分の使用料は基本使用料（上記1、2に該当するときは、それぞれに定める率を乗じて得た額）に30パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の使用時間は1時間とみなす。
- 4 冷暖房を使用する場合は、基本使用料に30パーセントを乗じて得た額を加算する。
- 5 使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 6 この表において、「平日」とは、日曜日、土曜日及び休日以外の日を、「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の加東市やしろ国際学習塾条例の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料に

については、なお従前の例による。

## 第 8 4 号議案 要旨

### 加東市やしろ国際学習塾条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

旧図書・情報センター部分を多目的室として使用すること、消費税率（消費税及び地方消費税の合計税率をいう。）が引き上げられたことにより公の施設の使用料の額を見直すこと及び指定管理者が収受する利用料金に関する事項を明確化することについて、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

- (1) 旧図書・情報センター部分を多目的室として使用する規定を加え、その使用料を定めること。（第 4 条及び別表関係）
- (2) 加東市やしろ国際学習塾の基本使用料の額を改めること。（別表関係）
- (3) 同時通訳室 1 及び同時通訳室 2 の使用料を削ること。（別表関係）
- (4) 指定管理者が利用料金を収入として収受する場合の取扱いを明確化すること。（第 1 6 条関係）
- (5) 所要の文言整理を行うこと。（第 3 条、第 8 条、第 1 5 条及び別表関係）

#### 3 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日

第84号議案 新旧対照表

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(業務)</p> <p>第3条 学習塾は、その目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に<u>掲げるものの他</u> 必要な業務</p> <p>(施設)</p> <p>第4条 前条の業務を行うため、学習塾に次の施設を置く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>その他必要な施設</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 前条の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別に理由があると認める場合に限り、<u>後納することができる</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第15条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、次に掲げる業務を法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 <u>市長は、法第244条の2第8項の規定により、第8条に規定する使用料を指定管理者の収入として收受させることができる。</u></p> <p>3 <u>指定管理者に第1項の業務を行わせる場合にあつては、第5条から第10条まで、第12条及び第13条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 学習塾は、その目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に<u>掲げるもののほか</u>、必要な業務</p> <p>(施設)</p> <p>第4条 前条の業務を行うため、学習塾に次の施設を置く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>多目的施設</u></p> <p>(4) <u>その他必要な施設</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 前条の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別に理由があると認める場合に限り、<u>後納することができる</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第15条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、次に掲げる業務を法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 <u>指定管理者に前項の業務を行わせる場合にあつては、第5条から第10条まで、第12条及び第13条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第16条 <u>市長は、法第244条の2第8項の規定により、学習塾の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の利用料金の額は、別表に定める使用料の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、使用者は、使用料に代えて利用料金を納付しなければならない。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合にあつては、第8条(見出しを含む。)から第10条(見出しを含む。)まで並びに前条第1項第4号及び第5号の規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(委任)</p> <p>第16条 (略)</p> <p><u>別表(第8条関係)</u></p>	<p>(委任)</p> <p>第17条 (略)</p> <p><u>別表(第8条関係)</u></p>

やしろ国際学習塾使用料

基本使用料

(単位：円)

施設の名称	使用時間	使用区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	備考
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
ホール	平日		20,000	26,000	36,000	45,000	61,000	80,000	
			0	0	0	0	0	0	
		土・日曜日	24,000	36,000	43,000	59,000	78,000	100,000	
		祝日	0	0	0	0	0	0	
	楽屋1		1,000	1,800	2,700	2,700	4,400	5,000	
	楽屋2		1,000	1,800	2,700	2,700	4,400	5,000	
	楽屋3		600	1,100	1,600	1,600	2,600	3,000	
	練習室		1,500	2,700	4,100	4,200	5,500	6,000	
	同時通訳室1		1,800	2,700	4,000	4,400	6,200	7,500	
	同時通訳室2		1,800	2,700	4,000	4,400	6,200	7,500	
大会議室	平日		14,000	21,000	32,000	34,000	52,000	60,000	
			0	0	0	0	0	0	
		土・日曜日	18,000	27,000	40,000	44,000	66,000	75,000	
		祝日	0	0	0	0	0	0	
	中会議室		6,900	10,400	15,600	17,200	25,500	30,000	
			0	0	0	0	0	0	
	第1会議室		7,200	10,800	16,200	17,900	26,500	30,000	
			0	0	0	0	0	0	
	第2会議室		1,200	1,800	2,700	2,900	4,000	5,000	
	特別会議室		10,000	16,000	24,000	25,000	39,000	40,000	
		0	0	0	0	0	0		
茶室	一日につき15,000								

やしろ国際学習塾使用料

基本使用料

(単位：円)

施設の名称	使用時間	使用区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	備考
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
ホール	平日		20,370	26,480	36,660	45,830	62,120	81,480	
			0	0	0	0	0	0	
		土・日曜日	24,440	36,660	43,790	60,090	79,440	101,800	
		休日	0	0	0	0	0	50	
楽屋1		1,010	1,830	2,750	2,750	4,480	5,090		
楽屋2		1,010	1,830	2,750	2,750	4,480	5,090		
楽屋3		610	1,120	1,620	1,620	2,640	3,050		
練習室		1,520	2,750	4,170	4,270	5,600	6,110		
大会議室	平日		14,250	21,380	32,590	34,620	52,960	61,110	
			0	0	0	0	0	0	
		土・日曜日	18,330	27,500	40,740	44,810	67,220	76,380	
		休日	0	0	0	0	0	0	
中会議室		7,020	10,590	15,880	17,510	25,970	30,550		
		0	0	0	0	0	0		
第1会議室		7,330	11,000	16,500	18,230	26,990	30,550		
		0	0	0	0	0	0		
第2会議室		1,220	1,830	2,750	2,950	4,070	5,090		
特別会議室		10,180	16,290	24,440	25,460	39,720	40,740		
		0	0	0	0	0	0		
茶室	一日につき15,270								

多 目 的 室 施 設	多目的室全体	4,480	5,700	6,300	9,160	11,400	15,060
	多目的室1	2,240	2,850	3,150	4,580	5,700	7,530
	多目的室2	2,240	2,850	3,150	4,580	5,700	7,530
						0	0

備考

- ホール及び大会議室の使用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、この表の当該使用区分に係る使用料（以下「基本使用料」という。）に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。
  - 使用者が、入場者から1,000円未満の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき 150パーセント
  - 使用者が、入場者から1,000円以上の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき 200パーセント
  - 使用者が、営業又は宣伝を目的として使用するとき 200パーセント
- ホールの使用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、基本使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。
  - 練習のため使用するとき 50パーセント
  - 準備のため使用するとき 50パーセント
- 使用許可時間を超過し、又は繰上げて使用するときは、1時間を限度とし、超過又は繰上げ分の使用料は基本料使用料（上記1、2に該当するときは、それぞれに定める率を乗じて得た額）に30パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の使用時間は1時間とみなす。
- 冷暖房を使用する場合は、基本使用料に30パーセントを乗じて得た額を加算する。
- この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

備考

- ホール及び大会議室の使用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、この表の当該使用区分に係る使用料（以下「基本使用料」という。）に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。
  - 使用者が、入場者から1,000円未満の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき 150パーセント
  - 使用者が、入場者から1,000円以上の入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき 200パーセント
  - 使用者が、営業又は宣伝を目的として使用するとき 200パーセント
- ホールの使用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、基本使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。
  - 練習のため使用するとき 50パーセント
  - 準備のため使用するとき 50パーセント
- 使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、超過又は繰上げ分の使用料は基本料使用料（上記1、2に該当するときは、それぞれに定める率を乗じて得た額）に30パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の使用時間は1時間とみなす。
- 冷暖房を使用する場合は、基本使用料に30パーセントを乗じて得た額を加算する。
- 使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- この表において、「平日」とは、日曜日、土曜日及び休日以外の日を、「休日」とは、国民の祝日に関する法律\_\_\_\_\_に規定する休日をいう。



加東市やしろ国際学習塾規則の一部を改正する規則（案）

加東市やしろ国際学習塾規則（平成18年加東市規則第104号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1ヵ年」を「1箇年」に改める。

第15条に次の1項を加える。

- 2 指定管理者に条例第16条第1項の規定により、学習塾の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、本則及び様式中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

附属設備使用料

名称		単位	1回当たりの使用料	摘要	
分類	品目				
照明設備	Aセット（サスペンションライト13灯）	1式	8,140円		
	Bセット（サスペンションライト24灯）	1式	15,270円		
	センターピンスポットライト 700Wクセノン	1台	2,540円		
	サスペンションライト	1000Wハロゲン平凸	1台	1,010円	
		1000Wハロゲンフレネル	1台	1,010円	
		1000Wカッター	1台	1,010円	
	LED照明器具	1式	1,010円		
音響設備	音響基本セット（ホール）	1式	8,140円		
	移動型ステージスピーカー	1台	1,520円		
	壁掛スピーカー	1台	500円		
	はね返りスピーカー	1台	1,010円		
	ワイヤレスマイク	1本	1,520円		
	〃（タイピン型）	1本	1,520円		
	ダイナミックマイク	1本	1,520円		
	コンデンサーマイク	1本	2,030円		
	マイクスタンド（床上型）	1本	200円		
	〃（ブーム型）	1本	500円		

	〃 (卓上型)	1本	100円	
	カセットデッキ	1台	710円	
	CD・MDプレーヤー	1台	710円	
	CD・コンパクトフラッシュカードレコーダー	1台	710円	
楽器	グランドピアノ (スタインウェイD274)	1台	12,220円	
	〃 (ヤマハCF3)	1台	6,110円	
映写設備	常設スクリーン	1式	1,010円	
	液晶プロジェクター	1式	1,010円	
舞台設備	演台	1台	500円	
	花台	1台	300円	
	司会者台	1台	400円	
	譜面台	1本	50円	
	指揮台	1台	300円	
	指揮者用譜面台	1本	300円	
	増設舞台	1式	5,090円	
	前迫り	1式	2,030円	
	後迫り	1式	2,030円	
	椅子	1脚	50円	
	机	1台	100円	
	平台	1台	200円	
	ジョーゼット	1式	2,030円	
	金屏風	1双	1,520円	
	緋毛せん	1枚	100円	
大会議室 用設備	音響基本セット (大会議室)	1式	5,090円	
中会議室 用設備	音響基本セット (中会議室)	1式	500円	
多目的室 用設備	音響基本セット (多目的室)	1式	500円	
	グランドピアノ (ヤマハC3X)	1台	3,050円	
中継	ラジオ中継	1式	5,090円	
	テレビ中継	1式	10,180円	
その他	シャワー室	1式	1,520円	

持込み電気器具用コンセント	1 KW	300円	
---------------	------	------	--

- (1) 1回の使用料とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）、夜間（午後6時から午後10時まで）を各1回とし、終日（午前9時から午後10時まで）を使用する場合は、3回として計算する。
- (2) ピアノ使用料には、調律料を含まない。
- (3) 持込み電気器具用コンセントを使用する場合の1KWとは、持込み電気器具の定格消費電力の1KWをいい、その合計量に1KW未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- (4) この料金表に規定していないものは、別に実費を徴収する。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この規則による改正後の加東市やしろ国際学習塾規則の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用する附属設備の使用料について適用する。